

第24次南極海鯨類捕獲調査の切り上げについて

平成23年2月18日
財団法人日本鯨類研究所

本日、調査現場及び当研究所の意向を踏まえて農林水産大臣は、乗組員の生命・財産及び調査船の安全を確保する観点から、第2期南極海鯨類捕獲調査(JARPAII)の調査活動の切り上げを発表した。

日本が実施しているJARPAIIは国際捕鯨取締条約(ICRW)に基づくものであり、完全に合法的な調査活動である。シーシェパードが行っている妨害活動は調査捕鯨に従事する我が国の船舶および乗組員の生命・財産を脅かすものであり、このような執拗で危険極まりのない違法行為は決して許されるべきものではない。

また、シーシェパードによる妨害行為は、国際捕鯨委員会において捕鯨に対する各国の立場にかかわらず非難されており、シーシェパードを名指しで非難した声明も全会一致で採択されている。

この問題は、捕鯨の是非に関する問題ではなく、海上の安全・暴力行為に関する問題である。

しかし、オランダ政府及びオーストラリア政府は、シーシェパード船舶に対して船籍を与えているにもかかわらず、これらの船舶による暴力行為を止めることができなかった。

また、オーストラリア政府及びニュージーランド政府は、シーシェパードの極めて危険な暴力行為を非難することなく、日本政府が今期の南極海鯨類捕獲調査の切り上げを決めたことを公式に歓迎した。

こうした、シーシェパードの違法行為を事実上容認する行為やそのような違法行為によって生じた結果を歓迎する姿勢は、エコテロリズムを推進しているものと言わざるを得ない。

これら3カ国が国際社会の一員であるとするならば、国際法の定めにも則り、その責任を果たすよう、あらゆる手段を講じ、シーシェパードの犯罪行為に対しては厳正に対処することを強く要請する。

以上

JARPAIIは、着実な成果をあげている(下記URL参照)。
<http://www.icrwhale.org/JARPASeika.htm>